

鳥取城調査研究年報

第15号

2022.3

鳥取市教育委員会

鳥取城調査研究年報
第15号

例　言

1. 本年報は、令和2年度の史跡鳥取城跡附太閤ケ平にかかる調査研究成果の報告書である。
2. 本書の編集は、坂田邦彦(鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員)が担当した。

目　次

【報告1】

鳥取城の管理と鳥取城絵図について　　大嶋陽一	
はじめに	1
1. 鳥取城の管理について	1
2. 鳥取城絵図の検討	2
おわりに	10

【報告2】

鳥取藩主池田氏の産土神～山王・稻荷・長田・八幡～　伊藤康晴	
1. はじめに	11
2. 倉田八幡宮と三田八幡宮の勧請	11
3. 藩主歴代の産土神～その全体像～	12
4. 山王権現	13
5. 稲荷大明神	15
6. 長田大明神	19
7. おわりに～まとめにかえて～	21

鳥取城の管理と鳥取城絵図について

大嶋 陽一

はじめに

鳥取県立博物館が所蔵する鳥取藩政資料(以下、藩政資料)には、鳥取城の絵図が多数含まれている。同館が所蔵する鳥取城絵図については、すでに『鳥取城絵図集』(鳥取県立博物館、1998年)が刊行されており、坂本敬司氏の解題によって絵図の内容とその概要について知ることが可能である。しかし、絵図の解説は必要最低限のものであり、かつ、鳥取城に関する研究が進んだ現在からすると検討の余地が多く残されていると思われる。そこで本稿では、藩政資料の鳥取城絵図のうち、幕府へ提出した修復願図を除く絵図のいくつかの内容について検討を行うことにしたい。

検討にあたっては、鳥取県立博物館の古文書解説ボランティアにより全文が解読された「控帳」(『家老日記』とも)を用いた。「控帳」は、鳥取県の文化財デジタルアーカイブ「とっとりデジタルコレクション」(<https://digital-collection.pref.tottori.lg.jp>)上で全文公開され、事項検索も可能である。本稿において「控帳」を引用する際には資料番号は削除し、年月日条だけを記載した。

なお、本稿では諸絵図を解説するなかで、これまであまり紹介されたことがない鳥取城に関する諸事実を紹介している。以下、キーワードを挙げ、利用の便をはかりたい。

キーワード：城代手、作事方、破損奉行、城内藩士屋敷、柳地蔵、向(御)局、慈法院(池田治道実母)、城代屋敷、火除地(明地)、釋蔵、大坪市郎(次郎四郎)、飯沼伊左衛門。

1. 鳥取城の管理について

まず、検討を進めるにあたって、城内の管理に関わる部局である、城代手と作事方(作事場)について紹介しておきたい。

(1) 城代手

城代手は、城代(定員1名／物頭役／鉄砲10挺預)をトップとする部局で、職務は、①御城番の者の改め、②宝藏の警備、③城門および城下諸門の警備、④御城山(久松山)廻りの山奉行の差配、⑤城内の掃除(文化3年(1806)以降、月3度大掃除を行う)などがあった(『鳥取藩史』第2巻、「御城代」(鳥取藩政資料6902))。配下には、以下のものがあった(典拠は同前)。

天守奉行(定員1名／平士(組付、但し譜代番頭組)／役料6俵)：鳥取城天守の維持管理。天守に役長屋があり、そこに居住し勤めた。

下刈奉行・目付(平士(組付))：城山の巡回警備ならびに木を差囲して樹木等の管理。管理施設として城下・栗谷の薪蔵があった。

座敷奉行(定員1、2名／御目見徒／役料6俵・銀2枚)：式台から御居間まで三ノ丸の表向御殿内の破損確認、城内の巡回を行う。昼夜勤務で城内に役長屋がある。文化3年(1806)から城内の掃除奉行を兼帯した。

山奉行(定員約20名／苗字付／薪・松葉の収入あり／山奉行という役職は在方役所配下にも存在)：城内と久松山山系の樹木管理と警備を行う。番小屋として、城内4ヶ所と久松山山系5ヶ所(湯所・山屋敷口・水道谷・栗谷・椿谷)があった。

門番(無苗)：城門と城下の諸門の警備を行う。

時打(無苗)：城内の太鼓御門に設置された時間太鼓を昼夜十二時に打つ。

城代には城内に「城代屋敷」と呼ばれる御用屋敷があり、幕末段階では現在の県立博物館駐車場・学芸

棟あたりに存在した。ただし、もともと同所には藩の用度を担当する裏裁判所があり、城代屋敷がここに移るのは、裏裁判所が城外へ移る延享元年(1744)8月以降である〔「控帳」延享元年8月7日条〕。それ以前の城代屋敷は、久松山よりの「柳地蔵」と呼ばれる場所にあった。

(2) 作事方

作事方は、城内の営繕を担当する普請奉行をトップとする部局である。役所は、城下の材木町にあり、「作事小屋」と呼ばれた。また、城内三ノ丸の表門の裏手にも、作事蔵、大工小屋があった(ただし、時期によって施設の数が異なる)。作事方の組織については、前稿で触れたので割愛することにするが³、作事方のうち、城内の管理にあたるのは破損奉行である。ただし、破損奉行は複数人おり、その職掌は多用であるが、鳥取城に関わるのは御城廻の破損奉行である。その職務は次のとおりであった。

【史料1】「控帳」寛文5年(1665)3月6日条

一御立以後、御城中之戸、たて具をしめ、或、豈を上、御台所しめぐり、掃除以下申付ため、又ハ御城中、或、屋ね之破損、屏お、ひ、水道ニ至迄、五日ニ一度つ、うちまハり、破損有之ハ為可申付、破損奉行武人づ、申付候様ニと御意ニ付、田中六郎左衛門、赤座太郎右衛門へ中渡事

史料1によると、城内の屋根や堀、水道の破損確認のため、5日に1度作事方による見廻りが行われ、破損が見つかった場合、破損奉行が対応する事になっていた。なお、これは藩主の江戸参勤中の事例であり、在城中はもっと頻繁であったと考えられる。

御殿の修理等は、見廻りだけでなく城詰役人からの要望による場合があった。

【史料2】「控帳」寛政2年8月22日条

(文政9年(1826)11月にも再令)

一御普請奉行より左之通申候付、宜取斗候様、御用人江申渡之。

御居間廻り御繕、并御側方御用向ニ面、御作事手

被仰付候儀、只今迄ハ御近習目付より御普請奉行江申談、取斗仕、差掛候御用向ハ、御城内御作事江御側方より直ニ申談、取斗仕候儀も御座候得共、此度御僕約被仰出、御作事御入格別御減少被仰出候付、軽キ御用向ニ面も、申談ニ面ハ取斗難仕ニ付、此以後は何御用ニ不依、書付を以前廉ニ御用入江申達、御聽届之上、被仰付候旨、左之御役人江被仰付候様ニ申上候事。

御近習目付

御部屋

御近習目付

右ニ准し、左之面々江も可被仰出哉。

御女中奉行

向局付

史料2によると、藩主の御居間の修繕や側方御用の依頼は、藩主側近の近習目付が普請奉行に直接「申談」していた。また、「差懸り」の用向きの依頼は、城内の作事役人に側方が直接「申談」していた。しかし、作事方の予算が減少したため、今後、軽い用向きでも側方からの「申談」ではなく、側方の頭である御用入へ「書付」で許可を得た上で行うこととされた。

以上、城代手と作事方について概要を見てきたが、城代手は城内の守衛とともに御殿内の諸座敷の管理を行い、作事方は屋根や堀、水道の管理などを行っていた。ただ、実際の城内諸座敷の修繕実務は作事方が行っていた。

2. 鳥取城絵図の検討

(1) 鳥取御城内手配之図(藩政資料867)図1

本図は、『鳥取城絵図集』(以下「絵図集」とする、20頁)の解題によると、成立は天保頃とされ、城内の郭・石垣・堀・櫓等の施設の規模が詳細に記入される。

本図は「鳥取御城内手配之図」という資料名が付けられているが、作成当初からの名称ではない。絵図に貼られた題簽には「鳥取御城内御手配之図と相見ル」とあり(図2)、後世の人間が「城内の手配の図のようだ」と考えて付けた名称だということがわかる。



図1 鳥取御城内手配之図



図2 題籠部分

①特色

本図の特徴を列挙すると次のようになる。

- I. 構や御門のほか、小屋や番所などの建造物が絵および平面図で描かれる一方、御殿部分は一切描かれていない点。
- II. 石垣や扉、櫓などの寸法が詳細に記されてい

る点。

III. 藩政資料絵図のなかで、久松山山系の平地(鐘か平、太鼓か平)や山名(小島山)、戦国期以前の出丸(松の丸)が記されるのは本図と「鳥取城御城全図」(寛文~貞享頃、登録番号868)のみである点。

IV. 中坂登口や水道谷入口に「一構之御山奉行申間候」と、城代の配下の山奉行から聞き取った情報が記されている点。

V. 城内の井戸の位置がわかる点。城内には全部で井戸が14か所あり、うち山上の丸に3つ、山下の丸に11か所あった。城内の井戸の位置がわかるのは本図と「鳥府久松山御城積間図」(天保15年、登録番号882)のみである。

本図は、ところどころ貼り紙による追記や修正が見られ、絵図の作成後、幾度か訂正されたことがある。

②作成目的・部署・時期

次に、絵図の作成目的と作成部署を考えてみた



図3 凡例部分



図4 城内の筑鳩七郎左衛門屋敷



図5 柳地蔵部分(「地藏堂」とある箇所)

い。それらを検討する上で見逃せないのが凡例(絵図下部中央)である(図1および図3)。そこには絵図で使用される5色について解説されている。すなわち、藍色=櫓と瓦塀、空色=瓦葺、山吹色=柿葺と鳥(取)葺、茶色=薺葺を示し、朱色(四角印)は井戸を示している。

ここから、絵図の主たる利用目的が、屋根の種類を把握するためであったことがわかる。城郭の維持



図6 柳地蔵(出典『鳥府志図録』)

管理を担当する部局でそうした情報を集約する必要があったのは、前章で紹介したとおり作事方であり、本図は作事方作成のものと考えられる。

作成時期について、「絵図集」は天保年間とするが、絵図中の3つの記載内容から時期がある程度絞り込める。まず一つ目が、城代屋敷の北側(絵図中央左側)に「此所筑鳩七郎左衛門屋敷」とある点である(図4)。この筑鳩七郎左衛門とは、式台中小姓などを勤めた鳥取藩士(40俵4人扶持)のこと、同所に拝領屋敷を有していた²。筑鳩家の家譜である「筑島文夫家譜」(藩政資料10132)によると、同家歴代で「七郎左衛門」を名乗ったのは1人だけである。その七郎左衛門は明和頃に家督を相続し、文化11年(1814)に没している。ここから、絵図は少なくとも明和～文化11年(1764～1814)の間のものと考えられる。

二点目が、城代屋敷より一段山側に登ったところにある「柳地蔵」の存在である(図5)。「鳥府志」によると、「柳地蔵」は柳の木のそばにあった地蔵堂で(図6)、奥女中らの信仰が篤かったとされる³。この柳地蔵の成立時期について、「控帳」に次のような記録が載っている。

【史料3】「控帳」嘉永4年(1851)8月18日条
一山伏快長院儀、御城内青木大明神并柳地蔵尊守護
被仰付置、且享和二酉年御城御堀渡之節、地蔵尊
并五輪数々出現有之、夫々被成御預、堂舍致建立

致安置居申候處、年数相立、昨戌年の洪水ニ増々及大破候處、当亥年出現以來五十年廻ニ付、再建致し度之處、兼而貧院ニ付、自力ニ難相叶ニ付、当月廿一日より十月十一日迄日數五十日之間、御城下町内夜念仏執行被仰付候ハヽ、他力を以再建致し度段、奉願趣、類例も有之に付、願之通承届候段、寺社奉行江申渡之、其段御目付江申聞置之。

史料3は、嘉永4年(1851)8月、柳地蔵の祭祀を担っていた山伏快長院が、洪水で大破した柳地蔵の堂舎再建の資金調達のため、城下で夜念仏を執行したいことを願ったものである。ここで柳地蔵成立の経緯が判明するが、それによると柳地蔵の起りは、享和2年(1802)の鳥取城の堀浚いで出てきた地蔵尊を城内で祭祀したことだという。また、堀浚いで五輪も出てきたため、地蔵堂そばに祀った。嘉永4年は地蔵の「出現以来五十年廻」にあたるとされている。

この柳地蔵の成立に関しては、「因府年表」にも「五倫一つ、石地蔵一つ」が鳥取城堀浚いの際に掘り出され、「地蔵は後に快長院に安置すと云」とされている(「因府年表」享和2年5月11日条)。なお、柳地蔵があったと思われる付近には、現在でも堂の土台石と思われるものや五輪塔(部分)が残存している(図7-1、2)。

このように柳地蔵が記される本図は、少なくとも享和2年以降の状況を示しているということになる。しかし、図をよく見ると、柳地蔵が描かれた箇所は当初の部分に張り紙によって追記された場所だとわかる。すなわち、本図の最初の作成時期は地蔵堂創建前、つまり享和2年以前だということがわかる。

三つ目として、太鼓御門そばの「向局」が注目される(図8)。「向局」とは、「鳥府志」によると、慈法院(はじめ慈鏡院、5代藩主池田重寛側室、6代藩主治道実母)の住居を指すという⁴。向局の建物が存在したのは、慈法院が同所に入った天明3年(1783)頃から、享和元年(1802)11月の死去にともない建造物の取り払いが決定された享和2年(1802)4月までである。

③まとめ

以上から、本図は作事方管理のもので、少なく



図7-1 柳地蔵旧跡地(矢印)



図7-2 柳地蔵の痕跡か



図8 向局(太鼓御門の左手)

とも向局が存在した天明3年(1783)から享和2年(1802)までの状況を示していると考えられる。作事方が、実用のため作成し、追補を重ねた本図は、記載された寸法や屋根の仕様は信憑性が高いと考えられる。

(2) 鳥取御城之図(藩政資料875)図9

本図は、「絵図集」(22頁)によると、石垣等の形から享保から宝暦間頃のものと推定されている。なお、図の右下に「鳥取城図 江戸中期」という付箋が貼られているが、これは近代以降に付けられたものと思われる。

①本図の特徴

- I. 天守や本丸(現、二ノ丸)、二ノ丸(現、三ノ丸)などに関する記述が多い一方、城の裏口にあたる北の御門(左から一つ目の門)側には記載がほとんどない点。
- II. 橋と門、石垣、堀はそれぞれの寸法が記載されているが、御殿の建屋部分に関する寸法情報が一切ない点。
- III. 城山に描かれた木々の描写が、藩絵師によって制作された修復願図系統の絵図によく似ている点。

②作成目的・部署・時期

本図の作成時期は、「絵図集」では享保から宝暦の間とされる。その年次を絞るために注目されるのが

絵図の「御本丸」に描かれた「三階櫓」の存在である。三階櫓は享保5年(1720)の石黒大火で焼失したあと、享保20年(1735)ないしは元文元年(1736)に再建されているため⁵、すくなくとも本図の成立は享保20年以降となる。

また、絵図の「御城代屋敷」の位置を見ると、延享元年(1744)以前の場所、つまりのちの柳地蔵の地所に描かれるため、作成時期の下限は延享元年までとなる。以上から、本図の作成時期は享保20~延享元年(1735~44)までの10年間に限定される。

作成目的・部署は、前項で検討した「鳥取御城城内手配之図」と比べると、内容が実用的でなく、作事方のものではないと考えられる。絵師が描いた修復願図とよく似るという特徴を持つが、修復願図であれば幕府へ修復を申請する普請箇所が明示されるはずであるが、本図にはその記載はない。また、享保20年から延享元年までの間に石垣や堀などについて修復を出願した形跡はない。このため、本図の作成理由や部署については不明としか言いようがない。



図9 鳥取御城之図

③まとめ

本図は、享保20～延享元年(1735～44)までの様子を描いたものである。絵図の木々の描写から藩絵師による制作で藩用図と思われるが、制作理由などは不詳である。

なお、本図との直接的な関わりは不明であるが、本図の作成を考える上で興味深い史料として、「御国目付衆寛延二年巳被来候節御両国之諸事尋并御答書抜也」(藩政資料647)がある。これは、寛延2年(1749)に来島した幕府国目付の柳原八兵衛と新見又四郎に対する鳥取城関連の問答集である。国目付による鳥取城の見分は、同年6月25日に行われているが(『因府年表』)、この史料には鳥取城の寸法や櫓数、城内の弓槍鉄砲の数が詳しく記録され、絵図の記載と一致するところも多い。もしかすると、本図は対国目付用のものかもしれないが、この点については今後の検討課題である。

(3) 鳥府久松山御城積間図(藩政資料882)図10

本図は、「絵図集」(24、25頁)によると、天保15年

(1844)に大坪市郎が作成したことが知られ、山下の丸部分のみの描写であるが、年記をもつ絵図として貴重だとされている。ただし、大坪が何者で、どのような目的で作成されたかについては「絵図集」で触れていない。

①本図の特徴

I. 「絵図集」解題にあるとおり、鳥取城内の諸施設の規模や寸法がわかる点。

II. 絵図左下に「天保拾五/辰ノ利夏下旬/山陰福葉/大坪市郎・宗武謹圖之」とあり、城全体の規模がわかるものの中で唯一制作年代がわかる点。

III. 城郭の外側に火除地(明地御屋敷)が描かれている点

②作成目的・部署・時期

作成時期は天保15年のはずであるが、以下に述べるとおり、絵図の内容はそれ以前の状況を示している。ポイントとなる事項は、絵図の右側、城郭の外側に描かれた火除地(明地御屋敷)の存在である(図11)。

この火除地は、もともと池田家分家の鉄砲洲家の

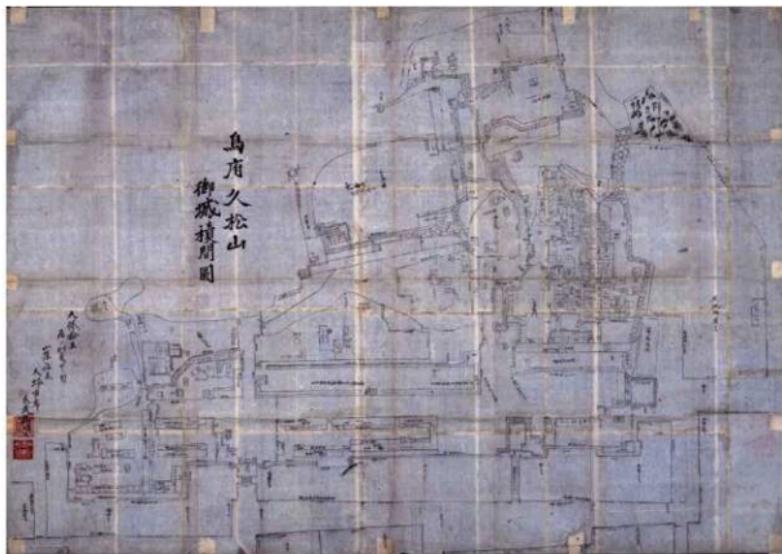


図10 鳥府久松山御城積間図



図11 火除地(明地御屋敷)部分

屋敷地であったが、文化9年(1812)7月の佐橋火事の後、藩の上地となり、のち火除地とされた⁶。火除地には、救荒のため糧米を備蓄する糧蔵が作られた。すなわち、天保7年(1836)5月に「明地御屋敷内江梁間四間桁行拾間之糧蔵」1棟の新建が決定され(「控帳」天保7年5月7日条)、9月ごろには完成し、その糧蔵に「糧五千七百四石四斗」が詰め込まれた(「控帳」同年9月13日条)。同9年6月には、さらに4棟の新建が決定され(天保9年6月7日条)、合計5棟の糧蔵が設置されることになった。さらに翌10年3月頃には、「明地糧蔵御新建」の入用銀について協議されており、さらに糧蔵は増やされたことがわかる(天保10年3月13日条)。ここで再び絵図を見ると、火除地内に糧蔵が1棟も建てられていないことから、少なくとも糧蔵が初めて建造されたとされる天保7年以前の状況を示している。

以上から、絵図は鉄砲洲家の屋敷が火除地となる文化9年から同所に糧蔵が建つ天保7年までの状況を示すと考えられる。

しかし、同図には、文化9～天保7年以前の状況を示す記載も見られる。例えば、城代屋敷のとなり、藩主の馬が飼育されていた上厩にある「津田御小屋」

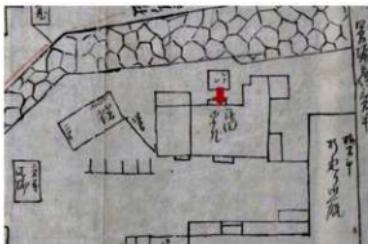


図12 津田御小屋(上厩内)

という記載である(図12)。この「津田」とは、代々別当役(馬の管理役)を務めた津田家のことであるが、同家は文化3年(1806)7月に当時の当主平一郎が病気により別当役を退役して以降、子孫は同役を務めることはなかった(「津田鉄松家譜」藩政資料9457)。つまり、本図は文化3年7月以前の情報も入っているのである。このように、天保15年という年記と記載内容が示す年次は誤差が生じているのである。

それでは、なぜこのようなことが起こったのか。この点について明らかにするため、本図の作者である大坪市郎について見ていただきたい。

大坪市郎という人物は、鳥取藩士でのち次郎四郎と名を変える(「大坪氏系譜」個人蔵、「大坪次郎四郎家譜」藩政資料9092)。文政3年(1820)生まれであり、絵図の制作年である天保15年当時、数え25歳であった。天保11年頃には父・元市の名代として式台中小姓、嘉永元年(1848)には備前清泰院水向の使者となっている。しかし、天保15年段階では、まだ部屋住みで藩の役職にはついておらず、本絵図が藩命によって作成されたものとは考えにくい。また、鳥取県立博物館が所蔵する藩公用の絵図には、通常、作成者の署名はない。記名・押印のある本図は、公用の図とは考えにくく、大坪の私撰図の可能性が高い。藩政資料には、鳥取藩伝来のもの以外に、明治～昭和の鳥取藩史編さんのために収集された資料が含まれており、本図はそうした後年の収集品の可能性が高い。また、「絵図集」ではわかりにくいが、実物を見ると、絵図の大坪市郎の印章は手書きであり(図13)⁷、本図は大坪市郎制作絵図の写しの可能性がある。

それでは、なぜ大坪がこのような詳細な鳥取城絵図を作成することができたのであろうか。大坪市郎の来歴から類推すると、兵学修行の一環として作成された可能性が考えられる。大坪は、後年、剣術・武藏円明流の師範となり、兵学は上杉要門流の飯沼伊左衛門に皆伝を受けている。本図との関わりでいいうと、要門流の師匠である飯沼の存在が注目される。飯沼伊左衛門は400石取りの藩士で、嘉永3年

(1850)に側役、翌4年に在方長役を勤めているが、軍学に関する著作を数多く残している⁸。その中で注目されるのが、弘化2年(1845)作成の『当藩発陰』である。同書は、飯沼が数え60の時の作で、鳥取城を中心とした城郭守衛の必要性を説く書であるが、そこには城内の櫓や門の寸尺、米蔵や武具庫、材木蔵等の内容量など、通常知り得ないような情報がかなり詳細に記されている(図14)。同書は、藩の軍学師範は機密である城郭の詳細情報を知り得る立場にあったことを教えてくれる。そのように考えると、おそらく城絵図も手中にあったと考えられ、のちに飯沼から兵学の皆伝を受ける程の大坪であるから、飯沼所有の城絵図をもとに私撰図を制作することは可能と推測されるのである。また、年記と絵図の記載内容に年次的な齟齬が見られるのも、本図が城郭管理といった実務用ではなく、軍学修行のためであったことが起因していると考えられる。

③まとめ

本図は天保15年という年記がある詳細な鳥取城絵図として利用してきた。しかし、これまでの検討



図13 手書き印画部分

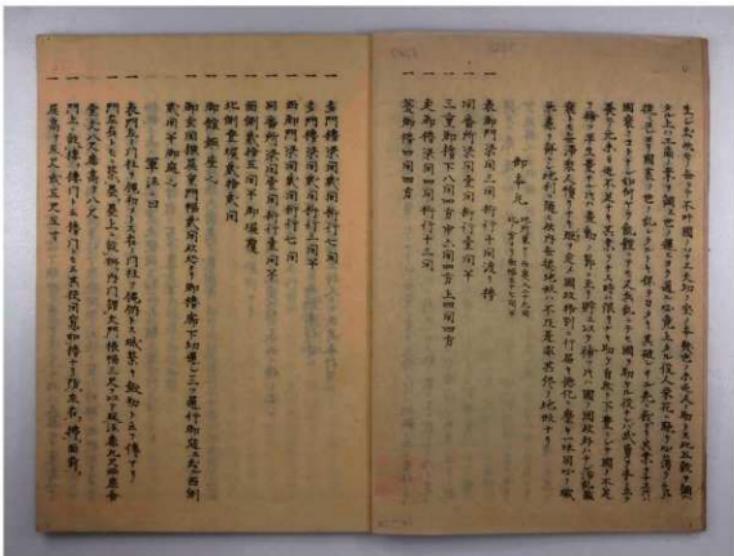


図14 飯沼伊左衛門『当藩発陰』

により、絵図の内容は文化9年(以前)～天保7年の様子を示すもので、天保15年という年記と必ずしも一致しないことがわかった。さらに、こちらの方が問題であるが、おそらく軍学修行のために私的に制作されたものであり、藩用図ではない。このことは、絵図の正確性、信憑性において難点があることを示しており、利用にあたっては記載内容を慎重に検討する必要がある。

おわりに

本稿では、これまで詳細に検討されたことがなかつた鳥取藩政資料に含まれる絵図3点について見てきた。改めて各絵図について以下のとおりまとめておきたい。

①鳥取御城城内手配之図(藩政資料867)

作事方管理のもので内容は信憑性が高い。少なくとも向局が成立した天明3年～享和2年(1783～1802)までの状況を示している。

②鳥取御城之図(藩政資料875)

藩絵師による制作で藩用図と思われるが、制作理由などは不詳。享保20年～延享元年(1735～44)までの状況を示す。寛延2年(1749)に来島した幕府国目付との関わりも窺える。

③鳥府久松山御城積間図(藩政資料882)

天保15年(1844)という年記があるが、実際には文化9年(以前)～天保7年(1812～36)の様子を示すものである。軍学修行のために私的に制作されたものと考えられ藩用図ではない。そのため、絵図の利用にあたっては記載内容を慎重に検討する必要がある。

註

- 1 抽録「享保初年の鳥取城中ノ丸の改築について」(『鳥取城調査研究年報』14号、鳥取市教育委員会、2021年)。
- 2 なお、箕輪家の城内屋敷は、天保元年8月2日の大雨によって、松の丸の山崩れにより本宅の西側6間半が破損したため(『控報』)、翌2年に藩に引き渡している。近世初頭には城内に多数の藩士の屋敷が存在していたことはよく知られているが、城の拡張や役所の新設、火災による立ち退き等により、徐々に城外へ移された。しかし、本事例によって天保年間に至っても城内にまだ藩士の拝領屋敷が残されていたことが判明する。
- 3 「鳥府志」「鳥取県史」6、近世資料(鳥取県、1974年)457頁)。
- 4 慈法院は、江戸詰の女中で美祢といい、5代藩主重寛に仕えた。「控帳」によると、明和3年(1766)3月10日、江戸藩邸で重寛の子治道(のち6代藩主)を生む。明和5年春には江戸から鳥取城へと引き移った。父は村上真齋といい、ともに江戸から鳥取城へ引っ越しした。明和6年3月22日に鳥取城で澄時(東館当主)を生む。安永7年1月に「るよ」と改名。重寛の死後刺繫し、慈鏡院(天明3年11月から)、慈法院(同4年1月から死去まで)と改名した。享和元年11月12日に死去するまで鳥取城内の向局に居住した。向局は享和2年4月に取り壇しが決まり、その柱は鳥取城下・日香寺の建替えの部材として下げ渡された。
- 5 抽録「享保期鳥取城二ノ丸三階櫓の再建とその意義」(『鳥取城調査研究年報』11号、鳥取市教育委員会、2018年)。
- 6 佐々木孝文「第3節 記録資料にみる調査地の変遷」(『鳥取城城郭跡(第20次調査)』財団法人鳥取市文化財团、2011年)。
- 7 大坪市郎は弘化3年の年記を持つ「久松山二之丸御新造之図」(藩政資料883)も制作している(『絵図集』28、29頁所収)。こちらの図の印押は実印であり、年記の筆跡は「鳥府久松山御城積間図」と同じである。
- 8 飯沼の軍学関係の著作の多くは鳥取藩政資料に含まれる。年代順に列挙すると、弘化2年9月「当藩發除」(藩政資料7171)、弘化3年3月「往制興廢」(藩政資料7172、「龜六十一年長格譜而記」とあり)、弘化4年11月「軍林変情 天・地・人」(藩政資料12586～88)、嘉永3年8月「海岸細註」(藩政資料7168、7169)、安政3年9月「御軍式細註」(藩政資料7170)。安政3年「往制興廢再編」(藩政資料7173、「長格七十二歳記之」とあり)、不詳「庸晦明証 乾・坤」(藩政資料12579、12580)。なお、これらは当初から藩政資料に含まれていた訳でない。例えば「往制興廢再編」には、表紙裏に「明治十六年參謀本部へ御差出ノ内」という朱書の付箋が付けられており、明治16年(1883)に陸軍參謀本部へ提出されたのち、後年、藩政資料に追加されたものであることがわかる。

鳥取藩主池田氏の産土神～山王・稻荷・長田・八幡～

伊藤 康晴

1. はじめに

本稿は鳥取藩主初代池田光仲から12代慶徳までの産土神について報告することを主な目的としている。「産土神」について『国史大辞典』は、「自分の生まれた土地の神。その人が他所に移住しても、一生を通じ守護してくれる神と信じられている。鎮守の神(現在住む土地や營造物の守り神)とは本来別だが、出生地に定住する人の場合、産土神とその土地の鎮守は同一である」としている。このように産土神は本質的には1社(1神)のはずだが、鳥取藩主の産土神は江戸と国元にそれぞれに祭祀されるのが通例であった。

筆者は先に、10代藩主池田慶行の産土神である江戸の三田八幡宮(現御田八幡神社)¹が、天球丸北側の高みに勧請された事例を報告したが²、その後も歴代藩主の産土神について些かの調査をしてきている。鳥取藩主の産土神については江戸期の文献諸書に散見され、そうした由緒が神社や地域に伝来していることから比較的身近なテーマであると認識しているが、藩主産土神のまとまった成果は意外に乏しく、そこから派生する諸問題やその全体像も見えにくく状況にあると言えるのでないか。

そうした点を踏まえ、本稿では藩主歴代の産土神のあり方や位置付けを概観しておきたいと考えである。まずは考察の前提として前稿10代慶行の八幡宮が鳥取城に勧請された事例を簡単に確認しておくことにする。本稿では類似の事例として12代慶徳の産土神を鳥取城に勧請した稻荷について第3章(2)に紹介しているのでその理解の一助にもしたい。なお前稿と同様、藩主個人の生誕したその土地の神として「産土神」の用語を使用する。

2. 倉田八幡宮と三田八幡宮の勧請

10代藩主慶行は藩主家の分家、東館池田仲律の長

男として、天保3年(1832)に同家の江戸三田屋敷に誕生し、天保12年(1841)年に9代藩主齊訓の家督を相続して10歳で藩主になっている。産土神は三田の總鎮守である三田八幡宮である。出自が藩主家(池田家本家)と異なることから産土神を異にした。

慶行は、天保13年(1842)9月1日に初入国し、同年12月21日には「倉田八幡春秋兩度之祭日、御幕三張之御渡ニ御座候處、此度御産土神被仰出候ニ付」とした(家老日記)。藩主に就任した翌年に初入国を果たして倉田八幡宮を正式に産土神としたのがわかる。その後、鳥取城二ノ丸御殿が再建されることになり、産土神の三田八幡宮は鳥取城に勧請される。

幕末期の絵図「天球丸御絵図面」には、天球丸の北側、中坂への登り口の起点に「八幡宮様」の付紙をして八幡宮の鎮座を明示している。八幡宮は東照宮の別当寺大雲院の取り扱いにより、弘化3年(1846)閏5月に江戸の三田八幡宮より勧請された(同日記)。大雲院文書「二丸御安鎮法則」にも、「大檀之八幡宮供ハ、此度大公御産神と面、江戸三田八幡宮祈ニ御勤請、新城之鎮守ニ被成度、尤當役へ別当兼勤被仰出ニ付」とあり、江戸から到着する御神体を安置・供養する準備がなされ、同年8月に正式に勧請された。鳥取城に勧請された八幡宮は、当年130年ぶりに再建された二ノ丸御殿の「御安鎮」(新城の鎮守)とされ、在国時、日常的に拝する産土神とされた。

産土神は藩主となる人物の出自によって定まるごと、家督後の初入国を機に国元にも産土神を定めていること、さらに江戸の産土神が国元の城内に勧請されることがあること、その祭神が城の御安鎮とされたことなどが、10代慶行事例から確認された。

なお鳥取城内に勧請された社殿が鳥取市の場に現存することについては本稿で繰り返さないが、鳥取藩お抱えの大工・鞍打師、小倉園三郎の作であることが最近判明したことを付け加えておく³。園三郎は江戸の後期、鳥取藩領内の神社社殿を数々建造してお

【表1】歴代藩主と産土神

代	譜	生年-没年	藩主就任	生誕地	場所	江戸産土神	国元産土神
1	光仲	寛永2年(1625)6月18日～元禄3年(1690)7月7日	寛永3年(1632)6月18日～元禄2年(1685)6月2日	江戸上屋敷	八代洲河岸	・永田馬場山王権現 (當時は鷹町)	・布施山王権現(日吉神社)
2	綱清	正徳4年(1714)12月24日～正徳5年(1715)4月4日	享保3年(1688)6月21日～元禄3年(1700)5月25日	江戸上屋敷	八代洲河岸	・永田馬場山王権現 (當時は鷹町)	・布施山王権現(日吉神社)
3	吉泰	享和4年(1767)6月24日～元文4年(1770)7月23日	元治4年(1700)5月25日～元治4年(1730)6月7日	東郷江戸屋敷	飯倉洲	・鉢荷神(先代) 稲荷大明神	・立川町稻荷大明神
4	京泰	享和2年(1712)7月2日～延享4年(1747)6月21日	文化4年(1707)6月24日～延享4年(1747)6月21日	鳥取城	鳥取	・江戸上屋敷「永田」(長田)	・長田大明神
5	重克	延享3年(1740)7月1日～天明4年(1763)10月12日	延享3年(1747)10月12日～天明3年(1763)10月12日	江戸上屋敷	八代洲河岸	・永田馬場山王権現	・布施山王権現(日吉神社)
6	治道	明和4年(1767)5月18日～宝暦10年(1790)5月6日	明和4年(1767)12月4日～寶暦10年(1790)5月6日	江戸上屋敷	八代洲河岸	・永田馬場山王権現	・布施山王権現(日吉神社)
7	齊邦	天明7年(1787)2月18日～文化4年(1807)7月9日	嘉慶1年(1796)6月29日～文化4年(1807)7月9日	鳥取城	鳥取	(江戸上屋敷 長田方)	・長田大明神
8	齊権	天明8年(1788)7月10日～宝暦元年(1803)5月2日	文化4年(1807)9月10日～宝暦元年(1803)5月2日	江戸上屋敷	八代洲河岸	・永田馬場山王権現	・布施山王権現(日吉神社)
9	齊訓	文政2年(1819)7月25日～天保12年(1841)5月16日	天保12年(1841)5月16日～天保13年(1842)1月18日	鳥取城	鳥取	(江戸上屋敷 長田方)	・長田大明神
10	慶行	天保3年(1832)4月26日～嘉永元年(1848)1月15日	天保3年(1841)6月25日～嘉永元年(1848)1月15日	東郷江戸屋敷	三田	・三田八幡宮	・倉田八幡宮 (鳥取城中殿)
11	慶次	天保6年(1835)2月7日～嘉永3年(1850)5月23日	嘉永3年(1850)10月29日～嘉永3年(1850)5月23日	前田家江戸上屋敷	本郷	・御込富士浅間社	
12	慶徳	天保8年(1837)7月1日～明治10年(1877)8月3日	嘉永3年(1850)10月29日～明治4年(1871)7月14日	水戸龍川家上屋敷	小石川	・小石川後醍醐天皇 ・江戸上屋敷「御典荷舟」	・福井社(角取城三ノ丸)

り、特に精緻な彫り物を得意にした。

3. 藩主歴代の産土神～その全体像～

歴代藩主の産土神を、色分けした【表1】から全体像を見通しておくことにする。一覧してわかるように産土神はいくつかのパターンはあるが一律ではない。

江戸八代洲河岸にあった鳥取藩(本藩)の江戸上屋敷に誕生した初代、2代、5代、6代、8代は江戸永田馬場に鎮座した山王権現を産土神とし、国元においては高草郡布施村(現鳥取市布勢)の山王権現、現在の日吉神社(山王さん)を産土神とした。

3代吉泰(吉明)は、先に見た10代慶行と同様に分知家東館の出身で、初代池田仲澄の長男として貞享4年(1687)誕生した。慶行の時代約150年前で、当時東館の江戸屋敷は築地鉄砲洲にあったことから(享保期に三田に替わる)、鉄砲洲の鎮守である稲荷大明神(現在の鐵砲洲稲荷神社)を産土神とした。一方国元では法美郡立川村の稲荷大明神(現稲荷神社)を産土神とした。

4代宗泰は、初めて国元鳥取城で誕生した藩主で産土神は長田大明神(長田神社)である。江戸時代以前の長田大明神は久松山付近に鎮座したと伝承さ

れ、江戸期に久松山を核に近世城郭が整備されると、城下町の拡張とともにない次第に外郭に遷座した。慶安3年(1650)に上町の榜籍に東照宮が造営されると、長田大明神もその入口付近の山腹に遷座した。上町遷座後も鳥取久松山周辺の産土神であることから鳥取城で誕生した藩主はみな長田大明神を産土神にした。上町から現在の東町に遷座したのは大正13年(1924)のことで、かつての鎮座地付近に戻ったことになる。宗泰の他に国元で誕生した藩主は7代齐邦、9代齐訓がいる。この3藩主の江戸における産土神についての記録は今のところ不明だが、上屋敷の庭園内に長田大明神が勧請されていたようであり、この点については後述する。

11代慶栄(幼名亀丸)は、17歳で死去した慶行のあとを受けて家督を相続した藩主である。天保5年(1834)に加賀前田家江戸上屋敷に誕生し、嘉永元年(1848)に前田家から養子として11代鳥取藩主となり、嘉永3年に初入国の途上、鳥取藩の京都伏見屋敷において17歳で没した。前田家時代、誕生翌年の記録に「九月十八日、亀丸殿富士社え御宮参、御吉例之通り御中屋敷え御立寄」と見える⁴。御宮参りは通常産土神を参拝することから、中屋敷に近い駒込の富士社(現富士神社)であったとわかる。【新編

武蔵風土記稿によれば、駒込の「富士浅間社」は、加賀藩邸のある本郷にかつて鎮座したといい、前田家が同所を拝領する以前(あるいは拝領の時とする説もあり)、駒込の現在地に遷座したと言われている³。御宮参りの後は同家の慣例に従って中屋敷に「御立寄」した。鳥取に産土神として富士浅間社が祭祀されたという記録は今のところ見られない。

12代慶徳(幼名五郎麻呂)は水戸徳川斉昭の5男で水戸徳川家から池田家の家督を相続した。同年齢の弟に15代将軍となる慶喜(幼名七郎麻呂)がいる。慶徳は天保8年(1837)に江戸小石川の水戸藩邸で誕生した。小石川後楽園として知られる庭園が現在も残るが、その一角にある稲荷社を産土神とした。詳細は後述する。

では以下、歴代藩主の産土神を神社ごとに、江戸と国元の事例を見ていくことにする。

4. 山王権現

(1)初代光仲・2代綱清

初代・2代の産土神については、年代も古く、同時代の記録を欠くものの、山王権現であることは、鳥取藩士で考証史家の岡島正義の著作などで知られてきた。例えば『因府年表』寛永7年(1630)6月18日の光仲誕生を伝える項目には次のようにある。

【資料1】⁴

江府八代洲河岸の郡に於て、御室家^{鳥取藩主}御平産。若君^{五郎}御誕生。御名を勝五郎君と称し奉る。産土神は山王権現なり。雖中務へ此君の御守役を被仰付。

後世の記録ながら、光仲の産土神は山王権現とある。2代綱清は、母を紀州徳川頼宣の娘茶々姫(芳心院)とするが、同じく母を紀州家にもつ5代重寛の御宮参りの先例とされた記録が僅かに「勝五郎様山王え御宮参別記」⁵にある。その中で綱清(新五郎)は誕生した翌月の慶安元年(1648)正月22日に江戸永田の山王権現に御宮参りしたのち、麹町の紀州徳川家上屋敷に赴いたとある。産後につき母芳心院の同行は難しいはずだが、芳心院の母瑞林院(徳川頼宣

写真1 現在の日吉神社(旧山王権現)



夫人)にお披露目されたはずである。これは『鳥取藩史』(第三巻)が伝えるように、「母君の御里紀州家に御出有る可き定め」という慣例によるものと推察される。

綱清が家督を相続した翌年の貞享3年(1686)正月4日の「御用人日記」には、「一、山王神前え例之通島目式貫文、平田作左衛門持參之」と見え、藩主となった初めての正月に山王権現へ2貫文を献納していることが理解される。「例之通」とは父光仲の時代をいうのであろう。こうした記録は国元に帰国している時は見えず、翌々年の貞享5年・在府中に同様の記録が見えることから、産土神(山王)への献納金(祭祀料)は在府時に定例化した祝儀になっていたことが推察される。逆に在国時は布施山王に献納されることが予想されるわけだが今のところ不明である。

(2)布施山王享保元年の社殿～大阪宮屋の建築～

現存する社殿は江戸後期・嘉永3年(1850)の建造であるが、ここではそれ以前、江戸中期に社殿を建造した際にその代銀を藩主家が布施山王に遣わした一件から山王と池田家の関係を見てみたい。

2代綱清が死去した5年後の享保元年(1716)の「家老日記」に、「山王は御氏神之儀三候へハ、何とそ御表より代銀被遣、山王遷宮も相済候様被成度思召由、御頼ニ付、達御耳、社之代銀可被遣由被仰出、右之趣二宮幸助え申渡、(略)」とみえる⁶。この文書は山王の当時の神主が、社殿建立のために集めた奉加銀を持って欠落したことから(以後別の神主が奉仕)、「御表」すなわち3代吉泰が代銀を負担したことを伝えている。吉泰は東館池田澄の長男として江戸鉄砲洲の屋敷に生まれ、国元の産土神は稲荷

大明神であるが(後述)、この問題を最初に把握して吉泰に取ついだのは実父の仲澄(壱岐守)であったようだ。「此段壱岐守様御承知被成」とある。山王は光仲、綱清の産土神であるが仲澄自身の産土神でもある。仲澄は藩主家を継いだ吉泰に大切な「御氏神」であることを言い含めたはずである。

建築を請け負った「大坂宮屋」は、1貫8百目の代銀が支払われなければ、社殿を他に売却することを告げた。部材は既に現地で組み立てられていたようだが、解体再移送も可能とする含みがある。どういうことか。

大坂宮屋は寛文から享保期に北御堂大坂別院に近い淨見町にあった宮大工集団である。永井規男氏の研究によると「宮屋」は屋号であり、鳥居氏(藤兵衛・甚兵衛など)を名乗った⁵。この60年ほどの間に14例の社殿建築が明らかにされており、それらは「異例といつてよいほどの地域的に広範囲な営業を行っている。その営業先は広く西日本各地に分散しており、ある特定の領域を営業圏とする地方の集住大工たちとは趣を異にした活動形態をのこしている」と指摘する。

宮屋は「プレハブ方式」の営業であったとされ、要するに工房で切組を行い、それらを建築現場に運んで組み立てるというもので、大坂で調製した部材を蘆に包み養生して船で回漕した。同様の方式で布施山王の社殿も建築されたことが容易に想像される。藩主所縁の山王が、大坂宮屋方式を探査し得たのは、様々な事前情報があつてのことかと想像されるが、かなりの部材量でもあり、輸送の算段なしには実現しない。永井氏の明らかにした14の作例は、近江国湖東地方のほか、播磨、丹波へと拡がり、速くは肥前、隠岐に及んでいる。これに因幡国布施村の山王権現が加わることになるが、布施には有効なルートが存在した。海路で運ばれた部材を賀露で川船に積み替え、湖山川(古川)を遡上。湖山池東岸の布施地先に着船して陸揚げしたものと想定される。

作例のうち経費の明らかなものは、播磨国加古郡の天満神社2貫3百5拾目(元禄14年)および隠岐国⁶の焼火神社本殿1貫5百目(享保17年)であり、山王権現の社殿は年代も経費もその中間にあたる。後者

隠岐の場合、組み立てに米子の大工を現地で雇っていることから、山王も鳥取周辺の大工が組立に関与した可能性は考えられる。

なお現存する本殿(嘉永3年)は、平成29年(2017)に登録有形文化財になっている。嘉永3年の棟札と共に、「享保元年丙申十二月吉日」の棟札も現在の日吉神社に保存されている。当月は後に嫡男となる4代宗泰が鳥取城で誕生する2か月前にあたる。

(3) 5代重寛・6代治道・8代齊櫻

記録上、山王権現を篤く信仰したことがよくわかるのは、2歳で家督を相続した5代重寛である。寛延3年(1750)、5歳の時に以下の記録が見られる。

【資料2】⁷

寛延三月九月十二日

一高草郡布施村山王権現、前々か長日御祈祷も申上候處、當時山王 御氏宮之儀ニ付、長日御祈祷被仰付、正五九月并祭礼之節御札上被仰付被下候様神主上地中務相願申候旨、羽原兵左衛門申聞候ニ付、願之通り被仰付可被遣戦と相候候處、伺之通被仰出、其段兵左衛門え申渡之、

布施山王権現は、前々から祈祷を申し上げているが、現在山王は「御氏宮」であることから、神主の上地中務の願いにより、正式に長日の御祈祷に加えて正・五・九月の祈祷ならびに祭礼の節の御札上げが仰せ付けられたとある。「御氏宮」という認識は、先に社殿建築に見られた【資料2】辯線部の「御氏神」と同じく一族の氏神と認識されていることが理解される。

また重寛8歳の時、宝曆3年(1753)8月13日には「江府において藩君初て御産神山王の社に御参詣」とある(因府年表)。江戸上屋敷に誕生してから当年まで産土神に御宮参りをしていないことになるが、その事情については「勝五郎様山王え御宮参別記」⁸に詳しい(後述)。重寛は宝曆12年17歳で初入国を果たすが、以降在国時には、年に2~3回布施山王権現に参詣しており、死去する天明3年(1783)まで続いた。確認できる布施山王への参詣は40回以上に及ぶ

(因府年表)。



【図1】6代治道御宮参り立寄図(「御江戸大絵図」部分)

6代治道(秀三郎)も江戸上屋敷に誕生している。10歳を迎える年、安永6年(1777)6月朔日、【資料3】に見るように、江戸水田の産土神である山王権現に御宮参りをしている。『鳥取藩史』(儀式志二)によれば、「御宮参ハ御規式中重なるものにして、御誕生後月余にして行はるゝことなるも、支障により期日は一定せず」とある。5代重寛は8歳であり、6代治道の場合は10歳である。治道の御宮参りは以下のように執行された。

【資料3】¹²

一秀三郎様、六月朔日吉辰ニ付、明六半時之御供拝ニ而、山王江被成御宮參、万々無御瀬被為済、御帰懸、亀丸様江被成御立寄、御祝儀相済、夫より直ニ御上屋敷江被成御出、御引渡、御盃等相済、七時過被成御脛、御行列左之通之由。(略)

行列の内容は省くが、徒などを含むと60人以上の行列であったと見られる。傍線部で示したように、治道は御宮参りの後、東館「亀丸様」の屋敷に立ち寄って祝儀儀礼をなし、その後上屋敷に赴いて「御引渡」「御盃」などを済ませて帰ったことから、発着は芝金杉の下屋敷と考えられる。個々の儀礼内容は不明ことが多いが、ルートについては【図1】のようになる。江戸城南郊を行ったり来たりするような御親がわかる。三田にある東館への立ち寄りは、「母君の御里」に出向く慣例によるものか。実母とされる側室村上氏との関係を想定するにとどまり、詳細は不明である(嫡母は田安宗武の娘)。

5代重寛の場合は、「勝五郎様山王え御宮参別記」によれば「今日御宮参被遊、夫より紀州様え殿様御越被遊候に付」とあり¹³、実母である紀州徳川宗直の娘久姫・円泰院(のち桂香院)との関係から紀州屋敷に立ち寄り、詳細な儀礼手順に従い御宮参りを果たしている。大幅に遅くなつた要因は、紀州家屋敷の奥向御殿が火災で焼失して復旧されず、表向御殿からの参内を憚ったことによるとされている。

8代齐稷は江戸山王権現への参詣記録は確認できないが、国元の布施山王権現に参詣した記録は、文化5年(1808)8月19日に確認され、「布施の山王に御参詣。江戸にて御産土神なるが故也」と伝えている(因府年表)。当記録は10代慶行と同様、家督を相続した翌年のことで、5月18日21歳で初入国してから約3ヶ月、これが初めての布施山王の参詣にあたる。誕生日に定まる産土神であるが、国元の産土神参詣の機会は家督相続直後になり得ることに留意したい。そのほか入国から3ヶ月の間には、興禅寺・奥谷御廟所・龍峯寺・日香寺・芳心寺など一族の菩提寺への参詣や東照宮社参が確認できる。

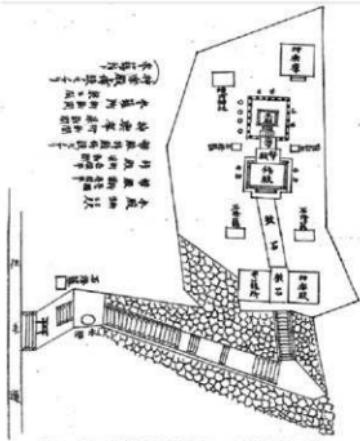
5. 稲荷大明神

(1) 3代吉泰

3代吉泰は、当時の築地鉄砲洲にあった東館の江戸屋敷で誕生したことから鉄砲洲の稻荷大明神(現鐵砲洲稻荷神社)を産土神とした。同社は江戸において名だたる稻荷社である¹⁴。一方国元においては立川村稻荷大明神(現稻荷神社)を産土神として信仰したことが江戸中期の『因州記』、後期の『鳥府志』『因府年表』などの諸書に見える。享保9年(1723)頃の成立とされる『因州記』には以下のようにある。

【資料4】¹⁵

一稲荷 立川村産土神 祭日九月廿三日
始小社ナリ、然ルニ吉泰公ハ於武州御誕生ニテ御
産土神稻荷大明神ナルヲ以、近年三到、社地モ広
マリ舞堂ヲ建立アリ、然レ共山尾ニシテ境内狹
シ



【図2】旧稻荷神社境内図 稲荷神社所蔵

当初は小社であったが、3代吉泰の産土神であることから整備されたことがわかる。『因府年表』に見る吉泰の立川稲荷大明神の参詣は、わかるだけでも享保6年6月25日を上限に、同8年・13・14・18・20年に見ることができる。享保9年頃に成立した『因州記』に「近年ニ到、社地モ広マリ舞堂等ヲ建立アリ」とあることから、享保5・6年頃に境内地を拡張して舞堂(神楽殿)などの社殿を整備したと思われ、これを機に吉泰も度々参詣したことが理解される。

同じころ吉泰の子、幼少の若殿(のち4代宗泰)も享保9年と同15年に自身の産土神、上町の長田大明神を参拝しているが、稲荷大明神を拝むことはない。

江戸後期、岡島正義は『鳥府志』において「御国にては、此立河の稲荷大明神を祭り給ひて、当時の布施の山王の如く御尊崇あり」と述べ、吉泰の立川稲荷大明神を祭祀することが、岡崎と同時代の8代齊穂の布施山王権現に対する産土神信仰と同様であることを指摘している。

(2) 12代慶徳

稲荷に対する信仰でも、幕末期に藩主となった12代慶徳が信仰した稲荷は別のものである。慶徳は、水戸藩主徳川齐昭の5男として天保8年(1837)に誕生し、嘉永3年(1850)10月29日に鳥取藩主家の家督

を相続したことはよく知られている。誕生地は水戸藩江戸小石川の上屋敷であり、産土神は「水戸様御庭内稲荷」であった¹⁶。江戸藩邸の庭に祀られた小祠(稲荷)の資料は残り難いが、幸いにして「水戸様御庭」(後楽園)については、御庭拌見記や訪問記という形でいくつかの著作をこしている。中でも文政9年(1826)に成立した連歌師坂昌成の『後楽園記』に2つの稲荷が確認できる。1つは庭園内の水田のほとりにあった稲荷で「田端の稲荷」と称され、もう1つの稲荷は次のように叙述されている。

【資料5】¹⁷

左の簾の中に小橋かかる御社は吾妻稲荷とて御所より姫君の御方、此殿に移りいらせ給ふときの御守りもて祝はせ給ふなれば、御いもとせの御中らひ、行す久にまもり給ふへし。

本著作が成立する文政9年以前に「御所より姫君の御方、此殿に移りいらせ」た人物の候補にあげられるのは、後陽成天皇の皇子である前閑白近衛信尋(応山)の娘・泰姫(泰子)である。2代藩主徳川光圀に嫁している¹⁸。関東に奥入れして家の御守として、また夫婦仲を末永く守る社として「吾妻稲荷」が存在したことを伝えている。関東に下向して祭祀されたことも理解される名称である。当屋敷で生まれた慶徳の産土神はこの吾妻稲荷ではなかったか。吾妻稲荷は水戸藩邸の近代化の過程でその存在をたどることが困難になっている。

では養嗣子として水戸家から池田家に入るにあたり、産土神を池田家中はどのように取り扱い、どのように祭祀したのであろうか。慶徳が14歳で家督を相続した翌嘉永4年9月25日には上屋敷の御庭に稲荷を祭祀したことがわかる記録がある。

【資料6】¹⁹

二十五日 御庭稲荷祭あり。

公、御氏宮御庭稲荷祭なり。御勤役の御代参にて、金百疋御供の例なれど、公、御服忌中に付き、其事なし。①観明院参詣、御淨を勤仕す。御仕度を遣はされ、内々金百疋御供あり。焉の者へも金三百疋。御酒二斗、鰯二十枚を遣はさる。又、老女を以て宝隆院様に御赤飯一重・甘粥一陶贈らる。

②家老以下諸士以上当番領御赤飯を遣はざる事、
近年は御止なるも、御家督後初の儀なれば遣はざ
る。家老荒尾千葉之助・同駿河、御見セ肴一折宛
を差上ぐ。

此御祭は二十三日なれど、御日柄に付き栄岳院
様忌日なり、延べられしものにて、爾後、例年是
日御祝と定めらる。なほ、③御氏宮は水戸御庭内
種荷なれど、御代參等差支へもあるより、当方御
庭種荷に代へられしなり。但し、是年は同社へも
金百疋・御赤飯一重内々御供あり。明年よりはこ
れを以て御誕生の日同様御供へあることす。

江戸御日記写、從江戸之日記写

御淨の祈祷は親明院が上屋敷において司祭してい
る(傍線部①)。親明院は池田家における祈祷全般を
執行したわけではない。この御庭種荷の祈祷のみに
司祭者として名を現すところから水戸家の関係筋か
も知れないが詳細は不明である。傍線部②からは家
督後最初の儀礼として御庭種荷の祭祀を執り行つた
ことが理解される。親明院への御仕度金のほか、「鳴
の者」にも金三百疋が遣わされていることから、「御
庭種荷祭」の直前に御庭種荷が落成したことが推察
される。他家から養嗣子として家督相続した場合で
も、早い段階で産土神を祭祀していることが理解さ
れる。

傍線部③からは、池田家が当初水戸藩邸の御庭種
荷に代參を派遣する考えがあったことがうかがえる。
しかしながら差支えもあるので、この程鳥取藩邸上
屋敷に種荷を勘請したという経緯のようである。當
然慶徳の信仰や意向を反映するものであらうから、
慶徳はお種荷さんを篤く信仰する人物であったと思
われる。

鳥取藩邸に勘請された種荷は、次の資料に見るよ
うに鳥取城内にも分祀されることになる。

【資料7】²⁰

一御氏神、水戸様御庭内種荷ニ候得共、江戸に而は、
御上屋敷御庭内種荷被成御祭候ニ付、此以後当表
三面も、御庭内種荷江左之簡々御淨有之筈ニ付、
其簡々相詰候様、御目付江申渡之。

但し、御用人より申達候ニ付而也。(以下、略)

嘉永5年(1852)8月7日の記録である。傍線部か
らわかるように、水戸家由來の種荷は江戸屋敷に勘
請され、その翌年には国元の鳥取城内の御庭にも分
祀の準備がなされている。藩主慶徳はこの半年前の
2月に江戸を発し、初入国を果たしていることから、
国元への種荷祭祀は初入国に伴うものとも理解され
る。7月7日には前髪執の儀、いわゆる元服を国元
で執っており、重要な儀礼とセットになっている。慶
徳の場合も初入国を契機に産土神を祭祀したこと
が理解できる。

同月21日には寺社奉行から次のように達せられて
いる。

【資料8】²¹

一左之趣、寺社奉行申達候ニ付、承届候事。

御庭種荷、此以後御產土ニ被為立、毎月廿五日御
淨メ并初午、十一月廿一日、御誕生日御祝之節、
御淨メ被仰付皆被仰出候処、是迄も御同所御淨メ
ニ水江遠江罷來候ニ付、同人江被仰付、右御淨
メ料左之通被遣、御供物等遠江より取計候様、可
被仰付哉。(以下、略)

先の資料では「氏神」とされていたが、ここでは「此
以後御產土ニ被為立」とされ、產土神として表現さ
れている。ここでは氏神と產土神の明確な使い分け
はないようである。御淨の司祭は御城山の鎮守である
中坂種荷・十社(十神)を祈祷してきた水江遠江守
に仰せ付けられた。水江は元禄期の天守回禄以来例
年正・五・九の御淨のために登山して司祭してきた
が、これに御庭種荷が加わることになった。

では慶徳の産土神・御庭種荷はどこに祀られたの
か。文久～慶応期頃の絵図と見られる「鳥取城三ノ
丸絵図」²²には、中坂種荷とは異なる種荷社殿が三
ノ丸の奥向御殿の北東、御庭の一高き山に確認でき
き、庭の「景」となっている。城山(久松山)の中腹に
慶蔵坊の伝承を持つ中坂種荷があるように、城内に
複数以上の種荷があることは予想されるところであ
る。慶徳の時代以前、文政9年(1826)成立の「鳥府
志」にも「例歳初午の日、余多の燈籠をさげ、大制
を点じて祭祠せられるは、御庭山の種荷にして、
中坂とは別社なり」とされる種荷の存在があり、「御

写真2 文久3年勧請の三ノ丸稻荷社の跡地



庭山の稻荷」という表現にも合致することから、以前から三ノ丸の御庭山には稻荷が存在したことは間違いない。

慶徳の産土神の稻荷について今一度見てみると、

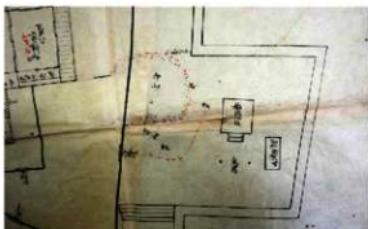
【資料7】「当表ニ而も、御庭内稲荷江左之節々御淨有之筈ニ付」とあり、御淨することに限定されており、【資料8】についても「御庭稻荷、此以後御産土ニ被為立」とあり、御庭稻荷を御産土に立てたという表現に留まっていることから単独の新たな社殿造立には至らなかった可能性が高い。御神体についても触れられていない。したがって嘉永5年8月から祭祀された慶徳の稻荷は、在来の稻荷社殿に祭祀されたと理解できるだろう。「鳥取城三ノ丸絵図」には在来の御庭の上に描かれた稻荷は絵図の本紙に描かれており、「御額殿」と一対になっていることが確認できる。

文久期になると慶徳は城の最北に位置した「松ノ丸稻荷社」を新たに建て替²³、江戸では新たに取得した青山隱田抱屋敷に鴨堀(鷹狩場)を整備した際、稻荷社を建立²⁴。京都においても文久3年に取得した堀川中立売屋敷にも稻荷社が祭祠されている²⁵。稻荷祭祀を重んずる姿が汲み取れよう。

文久2年(1862)閏8月、幕府が參勤交代の制を緩和すると、11月には慶徳夫人寛子、東館伸立夫人暎が帰国し、同月に「奥向雜荷物」として石燈籠4、庭石70、石井筒2、植木51本を江戸から運送している²⁶。こうした動きに伴ない、翌年には稻荷御神体の「御取寄セ」が浮上してくる。以下は文久3年4月24日の元国による「家老日記」である。

【資料9】²⁷

一江戸御上屋敷御奥稲荷之神体、此度御前様思召を



【図3】三ノ丸の稻荷御社図(鳥取城御住居向図の部分)鳥取県立博物館所蔵

以當表江御取寄セ、御庭内江被成御安置皆被仰出候段、御側御用入申達之。

【資料7・8】では御神体については明記されておらず、正式な遷座ではなかったとみられるが、ここにおいて江戸上屋敷御奥稲荷の御神体を鳥取城内の御庭内に安置することになった。注目すべきは、この時慶徳は元国鳥取城にいたが、「御取寄セ」は御前様なわち綏令で帰国していた寛姫(寛子)の思召による点である。詳細は不明ながら、藩政の問題ではなく慶徳個人の信仰や生活にかかわることである点に夫人の思召しが反映されるのであろうと考えられる。このことが【資料5】で見たように、水戸邸稲荷の伝承のように「御いもとせの御中らひ、行すゑ久にまもり給ふへし」とする、夫婦仲を末永く守護してくれるという信仰からの思召したとする大変興味深い。

御神体は江戸ではこれまで觀明院持ちであったが、鳥取城御庭の稲荷は「大雲院請」にすることが仰せつけられている²⁸。慶徳の産土神御神体が移送される前は、既に見たように東照宮の神主で惣幣頭をつとめた永江氏が御淨を担ったが、以後の司祭は東照宮別当寺の大雲院がつとめた。元治元年(1864)9月9日には「三ノ御丸御庭稲荷社致出来」して、同11日には大雲院が土地の御淨と正遷宮の儀を執行²⁹。「寺社方日記」によれば、「稲荷社安鎮」に際して、長さ1尺2寸余の「御札板」(棟札)が用意されたことがわかる。同年10月3日には「三ノ御丸御庭稲荷・額殿皆出来」とある(家老日記)。

「鳥取城三ノ丸絵図」には、三ノ丸拡張工事に伴っ

て付紙が貼られた箇所に縦5間半余、横4間1尺余の方形の「石垣築出し」に稻荷社・額殿・鳥居が描かれている。同様に鳥取城三ノ丸を描く「鳥取城御住居向図」にも、同じ場所に「稻荷御社」と「御額殿」「鳥居」「御山」「松」「御泉(水)」などと記す場所がある。それが【図3】である。この社殿が文久3年に正式に勅請した稻荷であると理解してよいであろう。現在、社殿はないが基壇の石組みなど、名残をとどめた環境(石垣築出し)が残されている。また稻荷を描いた2点の絵図は、計画に終わるものではなく、実際に施工された図とみなせるだろう。

6. 長田大明神

(1) 4代宗泰

宗泰(幼名長吉)は享保2年(1717)2月13日鳥取城に誕生し、翌月13日に長田大明神へ御宮参りを果たしている。鳥取城から江崎口惣門を出て馬場の町を経由する行列は壯麗なものであったらしく、拝見人で町は溢れたという(因府年表)。帰路は東館壱岐守屋敷へ御立寄りしている。

長田社は享保5年4月朔日の石黒火事で社殿を焼失。すぐに仮殿を建立したという³⁰。長田神社に遺されている享保5年6月27日の小さな棟札が仮殿のものであろう。宗泰は幼少期若殿時代から毎年のようく祭日9月13日には仮殿の長田大明神へ参詣しているが、藩主に就任した翌年の元文5年から境内の造成から着手して、新たな社殿の建造にかかる。長田神社に伝来する「元文六年三月三日遷坐」と墨書きする棟札は次のように伝えている(裏面)。

【資料10】³¹

元文五年七月太守公儀金面、役人七月八日ヨリ人夫ヲ以テ山ヲ切平シ、九月ニ至テ拝殿・舞殿・絵馬殿成就、夫ヨリ本社造営ニ取付、今年今月悉成就、依之前後六日之内、諸社之神官ヲ集而遷宮式之神事令執行云云

藩主に就任した翌年に宗泰が直々に命じて造営に着手したことがわかる。長田大明神は「天王の尾」(千騎ヶ崎)と称された舌状台地上の突端に鎮座して

写真3 鳥取市上町時代の長田神社(大正時代)
長田神社所蔵



いたものを慶安期に上町南側の山腹に遷座させていたが、その境内は狭く、社も小規模であったが、元文6年(1711)の再建で壯麗な社頭になったといわれている(鳥府志)。7月25日には社殿建造の規模と期日が定めたことを『家老日記』は伝えている。

【資料11】³²

一長田之社及大破候付、本社壱間半四方、三方縁舞堂二間四方、九月祭礼之間ニ相候様造営致し候様と被仰出、其段開源左衛門江申渡候、源左衛門義、病気ニ付、浅田舎人ヲ以申渡候事、拝殿・絵馬堂ハ、追面可被仰付旨之事。

大破していた社殿は本社1間半四方、三方縁の舞堂(神楽所)は2間四方で計画されている。当初は9月の祭礼に間に合うように造営することが普請奉行に命じられ、拝殿・絵馬堂については追って仰せ付けるとされているが、既にみた棟札の墨書き【資料10】からわかるように、まず「拝殿・舞殿・絵馬殿成就」し、最後に本社を造営した。当資料では、「本社壱間半四方」と計画されているが、構造上の表記ではなく、凡その寸法を指示したものではないかと思われる。現存する本殿(表1間・側面2間・背面2間)について、『鳥取県の近世社寺建築』は、「大型の一間社」としている³³。

最終的に施工された社殿については、以下の『鳥取藩史』所収「永江氏の御造営書類」に詳しい。

【資料12】³⁴

まづ拝殿・神楽所・絵馬堂を新築する事とす。神樂堂は武間半に武間、絵馬堂は壱間半に三間、何れも柿葺にて御普請手の直営とし、拝殿は米田屋

伝七の請負にて、新に四方様を付することす。社頭に相応せる神具は悉く御上持にて新調あり。かくて九月十一日諸堂出来、十三日の祭日には宗泰公御参詣あり。

ここには社殿は御普請方の直営とあるが、拝殿のみは米田屋伝七の請負と記している。新調された神具も藩持である。鳥取で誕生した宗泰が初めて藩主になったことで長田大明神は藩主の産土神として確たる由緒が付与され、それに相応しい社殿とされた。参詣行動は死去する年まで認められ、長田社大明神を篤く信仰したことがわかる。誕生日（2月13日）には代参を立て参拝するが、宗泰以外で誕生日に産土神に代参を派遣するのは、確認できる限りでは、7代齐邦と9代齐訓であり、ともに長田大明神を産土神にする藩主に限られている。

長田大明神を江戸に祭祀したことと示す文書類は見られないが、天明3年（1783）に成立したとされる「江戸御上屋敷惣絵図」³⁷には、上屋敷の池泉回遊式庭園の一角に「永田」と表記する小祠が確認できる。これは「長田」であると思われ、鳥取の長田大明神を江戸屋敷に勧請したものと考えられる（古くは「永田」と記す文書もある）。7代齐邦は天明7年生まれであるから天明3年の絵図にある「永田」は、4代宗泰の産土神を勧請したものと考えていいだろう³⁸。国元の長田社を再建したように、江戸上屋敷にも守護神として産土神を分霊祭祀したと考えられる。そのような視点から江戸屋敷庭園に祀られている小祠を見るならば、同絵図に見える「稻荷」についても3代吉泰の鉄砲洲稻荷を分祀した可能性をみてもいいかも知れない。さらに精緻な検討は必要だが、鳥取江戸藩邸上屋敷の永田や稻荷、水戸藩邸の吾妻稻荷の事例を抱き合わせて考えるならば、大名江戸藩邸（上屋敷）の庭園は、藩主産土神・氏神の祭祀空間としての役割を担っていたと言えそうである。

（2）長田大明神の社殿

『鳥取県の近世社寺建築』によれば、現存する長田神社の本殿（本社）は天明8年（1788）の建造とされている。これは同年12月3日の日付をもつ棟札（以下、

【表2】長田神社棟札

	長田神社棟札	縦×横mm	棟札主銘
1	元文6年3月3日	1265×268	奉造立長田大明神一字成就國家豐饒所
2	宝曆8年4月24日	1350×330	奉焉替長田大明神一字成就國家豐饒云云
3	安永6年7月4日	1358×330	奉焉替長田大明神一字成就國家豐饒云云
4	天明8年12月3日	773×210	奉造替新廟一字成就
5	弘化2年6月6日	1363×300	奉焉替長田大明神一字成就國家豐饒云云
6	安政4年閏5月11日	1390×285	御城内御庭神 長田大明神御焉替一字成就

「天明棟札」と略す）に依拠するものだが、天明8年の比定には疑問を残す。前節で紹介した元文6年（1741）の棟札（以下、「元文棟札」と略す）と天明棟札では大きさ・内容とも大きく異なり、同じ本殿建造の棟札とは思えない。結論から述べれば、以下2点の理由から、現存する本殿は天明8年ではなく、元文6年の建造と考える。

1点目は残存する記録の違いである。元文6年には、既に見たように同時代の藩政資料や後世（江戸後期）に社殿建造の記事が種々見られるにも関わらず、天明8年にはまったく記録がない。棟札にしても、本殿に関するものは、屋根替えだけで宝曆8年（1758）、安永6年（1777）、弘化2年（1845）、安政4年（1857）など、いずれも大型の棟札を遺しており、これらすべて藩政資料「家老日記」に関連記事を確認することができる³⁹。一方、天明8年の棟札（12月3日）は、その前後数か月も含めて社殿建造に関連する記録が全く見られず後世の記録もない。

2点目は報告書が依拠した天明棟札それ自体の解釈の問題である。棟札には「奉造替新殿一字成就欽」とあるが、元文棟札はもとより屋根葺替の棟札と比しても極端に小さく、「造替」に間わった人々の情報がありにも少ない（裏面には墨書きもない）。元文棟札には社殿再建に携わった藩役人として、家老3名のほか御用人、諸奉行、勘定方、裏判所など25名の役人と5名の職人頭の名をあげる。一方、天明棟札は普請奉行、寺社奉行の2名のみである。司祭は共に神主の永江氏であるが、元文棟札の裏面には「遷宮出勤社家」として因幡地方各所の神主ら21名が連ねている。一方の天明棟札には記載がない。藩主産土神の遷宮祭式では、「家老日記」が伝えるように「諸社之神官ヲ集め遷宮式之神事」を執行したはず

写真4 長田神社棟札表面
(左:天明棟札・右:元文棟札)



写真5 長田神社棟札裏面



だが、何も記載がないのは天明棟札の「造替新殿」の内容が小規模な付属施設だからであろう。棟札を堅773ミリ・横210ミリの小型に仕立てたのも理解のいくところである。元文6年の棟札はか屋根葺替の棟札でも、どれも堅は1265~1390ミリ(4尺前後)、横は268~330ミリ(1尺前後)であるから、明らかに天明棟札だけ不相応に小型であることがわかる。

元文6年以降今日に至るまで、本殿が建造されたとする近世・近代の記録は見られず、該当する棟札も存在していない。現存の長田神社本殿は、文書と棟札の内容を精査・突合すると元文6年の建造とならざるを得ない。鳥取で誕生し長田大明神を篤く信仰した4代宗泰が建造した、宗泰由緒の社殿とみるべきであろう。

なお本殿は平成30年(2018)に登録有形文化財になっている。その翌年にまとめられた長田神社発行『長田神社調査報告書』³⁰は、本殿と棟札の関係性について触れていないが、現存する本殿は「元文6年」としており、過去にも大正5年と昭和49年の2度に

わたり長田神社が発行した小冊子³¹も、宗泰が建造した元文6年の社殿が現存のものであるとしていることを付記しておく。

7. おわりに～まとめにかえて～

鳥取藩主池田氏の産土神は、藩主個々の参勤交代のライフサイクルに合わせるように、江戸と国元の双方に信仰すべき社が存在することを確認した。藩主が江戸、国元どちらで誕生したか、あるいは養嗣子となった人物が如何なる家筋で、どこの屋敷(土地)で誕生したかで産土神は定まった。以下便宜的に【江戸】と【国元】に分けて整理しておくことにする。

【江戸】: 江戸屋敷で誕生した藩主は本家・分家の違い、他家からの養嗣子など出自の違いはあるも、誕生した屋敷地の氏神を産土神とした。その産土神(神社)に対し、在府時は祭礼料の献納が確認された。在国時には江戸の産土神に献納しないのが通例とみられる。神社側の窓口は別当寺があつた。永

田山王権現は觀理院。築地稻荷大明神は深川万德院であり、鳥取藩上屋敷の稻荷は觀明院が司祭した。

藩主誕生後は産土神に御宮参りをするのが通例であるが、すぐに実施される場合もあれば、10年近く経過する場合など、江戸における御宮参りの時期(年齢)は一律ではない。本来は2代綱清のように誕生から1か月内外で執行されるものと思われ、参拝した後は「母方の里」に「御立寄」したが、同所を故障なく御立寄できなければ御宮参りそのものが延期された。御立寄も重要な儀礼に位置付けられている。また国元で誕生した4代宗泰の「水田」(長田)や、他家出生の養嗣子12代慶徳の「稲荷」は、江戸屋敷庭園内に祭祀され、江戸における産土神の祭祠空間とされた。しかし庭園内の小社は、屋敷の火災・再建・改修などの影響を受け、建造・退廃・移動を繰り返す傾向があり、本稿では十分な解明に至らなかった。引き続ぎの課題である。

【国元】：国元(鳥取城)で誕生した藩主は長田大明神を産土神として御宮参りをした。その時期は比較的早く、4代宗泰は1か月、7代齐邦は3か月半後に参詣している。見物する城下領民もあり、祝祭の空間になった。

また江戸に誕生した藩主の国元の産土神は、藩主の就任や初入国の機会に定められ祭祀された。8代齐稷(山王)、10代慶行(倉田)、12代慶徳(稲荷)などである。

国元の産土神は、從来存在する土地の氏神を産土神にするケースが多い。山王権現・倉田八幡宮・稻荷大明神(立川)の例に見たとおりである。中には鳥取城の御殿の再建(二ノ丸)や拡張(三ノ丸)に合わせて江戸から産土神を分霊・勧請して鳥取城内(御庭周辺)に御安鎮として祭祀する例も確認された。国元では鳥取城の庭園が産土神の祭祠空間にもなったのである。

また藩主は自身の産土神(神社)の境内を拡張し、社殿を整備、あるいは再建した。3代吉泰の稲荷大明神と4代宗泰の長田大明神などである。藩主はそれを契機に参詣行動を頻繁化させた。とりわけ長田大明神は、宗泰が藩主に就任した翌年に直々に命じて建設に着手され、藩費で再建したことが諸記録か

ら確認できる象徴的な事例である。長田大明神は鳥取に近世城郭ができる以前は城山である久松山に鎮座したと言われ、鳥取の氏神であるから鳥取城に誕生した藩主の産土神とされたわけだが、城地周辺の土地の鎮守でもあるので、池田氏一族の氏神でもあると言える。

初代光仲・2代綱清の産土神・布施村山王権現も、3代吉泰の時代には「山王は御氏神之儀ニ候」という認識のもと、社殿新築の代銀を池田氏が請け負った。これも一族の氏神という性格が付与されたことを示すものであろう。

倉田八幡宮も同様である。戦国末期の倉田八幡宮は羽柴秀吉の因幡進攻により兵火に罹ったとされ、江戸期最初の鳥取城主池田長吉(輝政弟)が慶長7年(1602)に社殿を再建し、社領45石を寄進したと伝えている⁴⁰。初代光仲(輝政3男の嫡子)は、万治3年(1660)より寛文2年(1662)5月にかけて神社西側に八丁畷の並木参道を付け、從来南向きであった社殿を参道と同じ西向きに変えて建造した。その棟札には「宗廟康祖 奉建立八幡宮社頭第昌諸人安全守護處」と墨書きされている(倉田八幡宮所蔵)。棟札は神社側の製作になるが、長吉以来の信仰を背景に、初代藩主が藩政初期に直轄して社殿を建造した意義は大きい。「宗廟康祖」は「氏神」と置き換えることが可能であろう。

藩主産土神として祭祀せられる経緯は様々だが、世代を経て個々の産土神は池田氏一族の「氏神」としての性格を備えていくと考えられる。

本稿作成にあたり次の方々よりご協力をしていただきました。記してお礼申し上げます。

大田勝也氏、白幡洋三郎氏・節子氏、永井博氏、野田吉夫氏、渡辺一正氏、稻荷神社・倉田八幡宮、大雲院、鳥取県立公文書館、鳥取県立博物館、長田神社、日吉神社、伏見稲荷大社宣揚部、御田八幡神社、明治大学博物館

1月24日、大雲院18世住職田尻光熙氏が入寂されました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

(鳥取市歴史博物館学芸員)

註

- 1 伊藤康晴「鳥取城に勧請された八幡宮」「鳥取城調査研究年報」第14号、令和3年3月31日
- 2 鳥取県立博物館蔵「天珠丸御絵図面」資料番号910
- 3 「職人旧書功」(安政5年12月)「覚 小倉闇三郎」に「同年(弘化2年)七月、為大急御用御城内八幡宮様御社本品渡、其外一式御受負申上」とある。当資料は「新修鳥取市史」第三巻(昭和60年)所載。原本は鳥取県立博物館所蔵。当資料に城内八幡宮の記載があることは大田勝也氏よりご教示いただいた。
- 4 「諸事要雜記」「見聞袋群斗記」「加賀藩史料」14所収
- 5 「新編武藏風土紀稿」巻之十九 豊島郡之十一
- 6 「因府年表」寛永7年6月18日、「鳥取県史」第7巻6頁所載。昭和51年。原本は鳥取県立博物館所蔵
- 7 「勝五郎様山王え御宮參別記」資料番号6633、鳥取県立博物館所蔵。一部は「鳥取藩史」第三巻儀式志に所載。
一慶安元年子正月廿二日
新五郎様山王え御宮參、鶴町側上屋敷え御越被成候事
- 8 「家老日記」享保元年11月27日、同所蔵
一高草郡布施村山王之宮致立、社も出来申候得共、神主不勝手二付、致奉加集候銀子共取候而欠落申候。依之右之社請合作 候大坂宮屋代銀請取不申候付、社ヲ外え壳可申由申ニ付、此段宅岐守様御承知被成、山王は御氏神之儀ニ候へハ、何とそ御表より代銀被遣、山王遷宮も相済候様被成度思召由、御賴ニ付、達御耳、社之代銀可被由被仰出、右之趣ニ宮幸助申渡、麥代之内ニて貰貫八百目大坂宮作甚兵衛手代五兵衛、久兵衛え相渡相済候事。
- 9 水井規男「近世大坂大工宮屋とその営業形態」「日本建築学会計画系論文報告集」第390号、昭和63年8月
- 10 「布施山王」資料番号6489、鳥取県立博物館所蔵
- 11 註7と同じ。
- 12 「家老日記」安永6年6月16日、鳥取県立博物館所蔵
- 13 註7と同じ。
- 14 西垣晴次「福荷信仰の諸相」「朱」第16号、昭和49年1月1日伏見福荷大社発行。西垣氏は2点の福荷番付を掲載。「祠曹雜識」では西の大開(横綱なし)。「福荷百番附」では西の横綱となっている。
- 15 「因州記」享保期頃に成立。鳥取県立博物館所蔵
- 16 「家老日記」嘉永5年8月7日、鳥取県立博物館所蔵。後掲資料註(20)
- 17 「水戸黄門邸を探る」【資料翻刻】近世における小石川後楽園訪問の記録、80頁、文京ふるさと歴史館、平成18年
- 18 宮田正彦「光圀夫人泰姫と左近局」平成元年、水戸学史会
水戸藩邸庭園(後楽園)に祭祀された福荷に一早く着目された白幡洋三郎氏は「大名庭園のなかの福荷」(「朱」第42号、平成11年3月20日伏見福荷大社発行)において、「御所より」嫁いだ泰姫を、12代齐昭に嫁した有栖川宮憲仁の娘、登美宮吉子と推定されているが、婚姻は天保2年(後楽園記)成立後であるから、本稿では泰姫と考えた。
- 19 「池田慶徳公御伝記」第一巻352頁
- 20 「家老日記」嘉永5年8月7日、同所蔵
- 21 「家老日記」嘉永5年8月21日、同所蔵
- 22 鳥取県立博物館所蔵、資料番号914。画像は「鳥取藩研究の最前線」(鳥取県立博物館発行)の付録DVDに収載。
- 23 「家老日記」文久元年7月11日、同年8月18日、同所蔵
- 24 「江戸留守居日記」文久2年閏8月12日、鳥取県立博物館所蔵
- 25 京都油川中立完御屋敷絵図(目録資料名:京都油小路御屋敷絵図)資料番号1145、鳥取県立博物館所蔵
- 26 「江戸留守居日記」文久2年11月29日、同所蔵
- 27 「家老日記」文久3年4月24日、同所蔵
- 28 「家老日記」文久3年5月晦日、同所蔵
- 29 「家老日記」文久3年9月9日、同所蔵
- 30 「県社長田神社御由緒」大正5年11月、9頁、長田神社発行。「長田神社誌」昭和49年10月、5頁、同発行
- 31 長田神社所蔵棟札(背面銘文)、元文6年

- 32 「家老日記」元文5年7月25日、鳥取県立博物館所蔵
- 33 「鳥取縣の近世社寺建築」昭和62年、48頁、鳥取県教育委員会
- 34 「鳥取藩史」第四卷寺社志三、699頁、元となっている資料は藩政資料6422「長田大明神御造営万々書付控」
- 35 「江戸御上屋敷惣絵図」(天明3年)、鳥取県立博物館所蔵
- 36 鳥取藩政資料の諸記録(日記類)に見える江戸前期の長田大明神は「永田宮」「永田之宮」などと表記されることが多い。
- 37 長田神社棟札に対応する「家老日記」の記録。

年号	月日	記載内容
1 元文5年(1740)	7月25日	一長田之社及大破候付、本社壇間半四方、三方縁舞堂二間四方、九月祭礼之間ニ相候様造営致し候様と被仰出、其段闇源左衛門入申渡候、源左衛門義、病氣二付、浅田舍人ヲ以申渡候事、拝殿・祭馬堂ハ、道而可被仰付皆之事
	3月3日	一今夕酉ノ下刻、長田大明神遷宮ニ付、神事有之候事
2 宝曆8年(1758)	4月16日	一長田大明神正遷宮、朱ル廿二日より廿七日迄六日之内、先格之通致執行度、并辻札立申度旨、永江出雲守奉願、承届候事
3 安永6年(1777)	6月22日	一長田大明神正遷宮ニ付、來月三日より五日迄之内、神事執行致し度旨、奉願趣、承届し、並辻札之儀も相願、是又承届候事
	7月5日	一永江達江下社家松田織部義、此度長田遷宮ニ付。夫婦とも出勤申放、拝借銀之儀相願候、年々被遣銀之内、此度六枚御借し被遣、当暮より六年賦ニ御取立被成旨、寺社奉行江申渡之、并下地上納銀残り三枚有之ニ付、此度拝借銀六枚之内ニ而、直納申付候段も申渡之
4 天明8年(1788)		記載なし
5 弘化2年(1845)	5月7日	一永江達江儀、長田大明神額殿、此度御七替ニ相成候処、古額殿其假面戴之儀願出候旨、寺社奉行申達候ニ付、御作事取調之上、願之通承届、尤瓦類は御入用ニ付、不被遣旨申渡之
6 安政4年(1857)	閏5月3日	一永江達江儀、長田大明神正遷宮ニ付、本社拝殿并景新規出来之儀、申達候付、裏判所取調之上、先例も有之ニ付、申達之通承届、尤、豈は見分之上、御修復被仰付旨、寺社奉行え申渡之
	閏5月9日	一長田社御套替致成候付、來ル十日より十二日迄、正遷宮神事致執行度旨、永江達江より申達候旨、寺社奉行申達候付、承届、其段御日付江申闇置之

- 38 「長田神社調査報告書」(PDF版)、長田神社発行、令和元年、NPO市民文化財ネットワーク鳥取(理事長渡辺一正)編集
- 39 註30と同じ冊子
- 40 「鳥取藩神社誌」昭和9年10月、39頁、長田神社発行

執筆者

【報告1】

鳥取城の管理と鳥取城絵図について

大嶋陽一（鳥取県立博物館学芸員）

【報告2】

鳥取藩主池田氏の産土神～山王・稻荷・長田・八幡～

伊藤康晴（鳥取市歴史博物館学芸員）

鳥取城調査研究年報
第15号

発行 令和4年(2022)3月31日
鳥取市教育委員会文化財課
編集 鳥取県鳥取市幸町71番地
〒680-8571 電話(0857)30-8421
印 刷 総合印刷出版株式会社
鳥取県鳥取市西町1丁目215
〒680-0022 電話(0857)23-0031
